

[速報] 7月31日福井県申入れ（7月12日付要望書への回答を得る）
高浜1・2号の再稼働、関電の中間貯蔵計画について住民説明会等を求める要望

福井県は「国の責務」を強調するが 県民の安全を守る「県の責務」はどこにあるのか

7月31日、福井と関西の4団体は、高浜1・2号の再稼働、及び関電の中間貯蔵計画について住民説明会等を求める要望書(7月12日付)への回答を得るために、福井県原子力対策課に申入れを行いました。要望書を提出



した7月12日は、廊下で要望書を渡すだけで、今日の回答となりました。

市民は、福井から3名、大阪・京都から4名が参加。県の原子力安全対策課からは3名が出席し、吉田参事、山本参事が回答しました。県庁地下3階の「生協前会議室」にて午後2時から1時間余りの申入れでした。今日の回答と、やりとの速報です。

福井県は、「国の責務」が原子力基本法にも書き込まれ、説明責任は国にあると何度も繰り返しました。しかし、原発推進の国に対して、県民の安全を守る「県の責務」については、ほとんど念頭にないかのような様子でした。市民は、県から国に住民説明会を求めるべきと強く要求しました。

さらに驚いたことに、12月までに関電が中間貯蔵の計画地点を確定できなければ、老朽原発3基（高浜1・2号、美浜3号）の運転を止めるという関電と県知事の約束についてです。「約束をしたのは関電」とまるで他人事のような言い方です。関電は県知事に約束したのですから、関電が約束を守らず原発を止めないときはどうするのかと問うと、「約束が違うとは関電に言う」との回答だけで、「原発を止めるべき」とは言及しませんでした。

県民の安全を守ることが「県の責務」だということを肝に銘じるべきです。

○高浜1・2号再稼働、及び関電の中間貯蔵計画についての住民説明会開催の要求について：

「国から4項目の回答を待っている」「説明は国の責務」

○関電の中間貯蔵計画（フランスへの搬出）について：

関電は「県との約束は果たされた」/ 県は「約束は果たされたとは思っていない」

○年末に中間貯蔵の計画地点を確定できなければ、老朽3原発を止めるとの約束について：

知事との約束なのに「老朽3原発を止めると約束したのは関電」と他人事のように回答

関電が原発を止めないときは「約束が違うとは関電に言う」だけ

「原発を止めるべき」とは言及せず

○発熱量の高い使用済MOXの搬出について：

関電は「輸送容器を手配する」と言っている。発熱量の問題はこれから

2023. 7. 31 福井県申入れ参加者一同

4 団体の 7 月 12 日付要望書

4 団体：ふるさとを守る高浜・おおいの会/ 安全なふる里を大切にする会（若狭町）
原発なしで暮らしたい宮津の会/ 避難計画を案ずる関西連絡会

http://www.jca.apc.org/mihama/hairo/fukui_pref_yobo20230712.pdf

参考資料 1：高浜町での戸別訪問報告（7 月 18 日版）

http://www.jca.apc.org/mihama/saikado/rep_takahama20230718.pdf

参考資料 2：発熱量の高い使用済MOXの搬出はどうなる？

<http://www.jca.apc.org/mihama/hairo/mox20230719.pdf>